

3階

団体総合補償制度

[団体総合生活補償保険 (MS&AD型)]

年2回 募集受付

10月・11月申込 翌年2月1日午後4時から補償開始

4月・5月申込 9月1日午前0時から補償開始

病気、やケガによる入院や通院、手術などに備えることができます。

団体総合補償制度の特徴

01



ご退職後も
ご継続いただけます。

02



ご家族のみでも
ご加入いただけます。

03



傷害最大約46%、疾病37%の
割引が適用されます。

(団体割引30%、損害率による割引
傷害15%・疾病10%・大口契約割引10%
(傷害危険に関する危険料率部分のみ))

基本補償

シンプルプラン A1



ケガや病気による入院・手術などに備える基本のプランです。初めて保険の加入を検討している方や単身者向けの一番シンプルなプランです。本プランでも以下のような高度治療費に備えることができる補償をご用意しています。



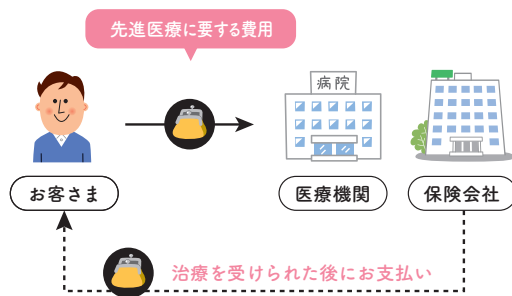
POINT! 「先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約」が
付帯されています!

もしもの高額治療費に備えていますか?

備えがあれば治る病気、受けられる治療があります。

通常

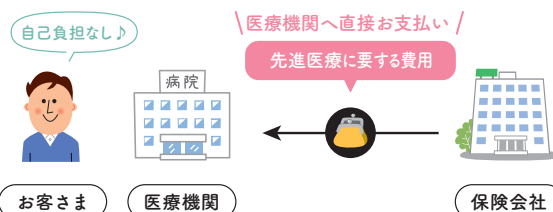
通常、保険金のご請求は治療実施後であり、引受保険会社から保険金をお支払いする前に、お客さまご自身が先進医療に要する費用をご負担いただく必要がございます。



付帯

先進医療・拡大治験・
患者申出療養費用保険金補償特約

お客さまに代わり、先進医療に要する費用を医療機関へ直接支払うことが可能なため、自己負担なく、治療が受けられます。*



先進医療に要する費用は、高額になるケースもあるので、保険金として直接病院等へお支払いをすることで、経済的にも安心して治療に専念することができます。

※直接支払いをご希望の場合は、先進医療を受けられる前に引受保険会社へご連絡およびお支払いに必要な書類をご提出いただく必要がございます。なお、お支払いのための内容確認にお時間を要する場合や、直接支払いの実施を医療機関に同意していただけない場合など、ご利用いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ワイドプラン B1



シンプルプランに成人病への補償を手厚く設計したプランで、ケガや病気による入通院等の他に、三大疾病に備えた一時金などが付帯されます。がんなどの成人病が心配な方におすすめのプランです。

POINT! 「三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約」が付帯されています!

三大疾病とは?

「がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中」を指します。がんと診断され、治療を開始したとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病し治療を目的とした入院をしたときのいずれかの場合に100万円をお支払いします。再発・転移は対象外です。



POINT! 「成人病2倍支払特約」が付帯されています!

成人病とは?

がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気をいいます。

成人病2倍支払特約とは?

特約記載の成人病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気)の治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して疾病保険金・疾病入院時一時金を2倍にしてお支払します。

女性プラン F1



シンプルプランに女性特定疾病への補償を手厚く設計したプランでケガや病気による入通院等の他に、三大疾病に備えた一時金などが付帯されます。

POINT! 「女性特定疾病2倍支払特約」が付帯されています!

この特約が付帯されていることにより、被保険者の疾病が特約記載の女性特定疾病である場合に、その女性特定疾病の治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金・疾病入院時一時金を2倍にしてお支払します。

がんプラン G1 G2 G3



がんのみ補償特約が付帯されているため、がんの治療を目的とする入院および通院期間、ならびに手術および放射線治療に限り、疾病保険金・疾病入院時一時金をお支払いするプランです。入院日額・がん診断保険金額が3プランからお選びいただけます。がんへの補償を充実させたい方におすすめのプランです。(先進医療・拡大治験・患者申出療養費用のみがん以外の疾病も補償対象、またケガによる入通院等も補償されます。)

POINT! 「がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約」が付帯されています!

がん診断保険金はこのような時にお役に立ちます!



がんと診断されたときに



入通院に伴わない費用に



長期治療・保険診療外で自己負担が高額になった場合に



収入の減少に

POINT! 「抗がん剤治療特約」が付帯されています!

抗がん剤治療保険金

抗がん剤治療を受けた月ごとに
抗がん剤治療保険金額

5万円 × 下表の倍率

以下以外の約款所定の抗がん剤による治療の場合	2倍
乳がん・前立腺がんの内分泌療法(ホルモン療法)による治療の場合	1倍

(注)・保険期間を通じて抗がん剤治療保険金のお支払いは、抗がん剤治療保険金額の120倍を限度とします。また、本特約では先進医療・治験薬剤に該当する治療は補償の対象となりません。
・抗がん剤治療保険金については「がん(悪性新生物)」に上皮内新生物は含まれません。

ケガのみプラン AK BK



ケガによる入通院などの補償に特化したプランです。年齢に関係なく、保険料は一律で、入院日額は2プランからお選びいただけます。

オプション加入プラン KS



病気やケガによる入通院の補償が既に充分な方で、日常生活賠償や弁護士費用などのオプションのみに加入をご希望の方向けのプランです。(他の5つの基本補償プランに加入される場合は加入の必要はありません。)

オプション

本人介護 HK



被保険者本人の要介護状態(要介護2以上の状態)が30日を超えて継続した場合に、介護一時金額の全額を一時金としてお支払いします。介護への備えを充実させたい方におすすめのプランです。



要介護状態(要介護2以上の状態)^{※1}が30日を超えて継続した場合、介護一時金額(介護一時金支払特約^{※2})の全額を一時金としてお支払いします。

※1 要介護状態(要介護2以上の状態)とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

公的介護保険制度の第1号被保険者

65歳以上

要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態

公的介護保険制度の第2号被保険者

40歳以上65歳未満

要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態

ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

公的介護保険制度の被保険者以外

40歳未満

要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

※2 介護一時金支払特約は、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

親介護 OK



親の介護が始まる前にしっかりと備えておきたい方におすすめのプランです。

親介護一時金^{※1}

親御さまが要介護状態(要介護2以上の状態)^{※2}となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合に、一時金を親御さまにお支払いします。

※1 親介護一時金支払特約は、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

※2 要介護状態(要介護2以上の状態)については本人介護 **HK** の※1をご確認ください。

日常生活賠償 NB



他人に危害を加えてしまった場合など、損害賠償責任を負った場合に備えるプランです。同居のご家族も補償対象になります。日常的に自転車を利用される方にもおすすめです。



日常生活賠償オプションには以下2つの補償がセットされています!

1 日常生活賠償保険金

自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。

お店の商品を壊してしまった。

水濡れを起こし、階下の他人の家財などに損害を与えてしまった。

誤って線路に立ち入り、安全確認のため電車を運行不能にさせ、鉄道会社に損害(振替輸送費用等)を与えてしまった。(日本国内のみ)

その他にもおすすめのポイント!

1 ご家族も対象

ご家族^{※1}も被保険者(補償の対象者)となります。



2 示談交渉サービス

日本国内において被保険者(補償の対象者)に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、引受保険会社は示談交渉をお引き受けします。^{※2}



※1 被保険者(補償の対象者)となる家族の範囲の詳細は、重要事項説明書P24をご確認ください。

※2 示談交渉サービスをご利用いただくためには所定の条件があります。詳細は重要事項説明書P32をご確認ください。

2 受託物賠償責任保険金

受託物を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、破損・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。
ただし、重要事項説明書P21に記載の「補償対象外となる主な『受託物』」については、補償の対象にはなりません。



携行品 KE



携行品の破損や盗難に備えるプランです。
旅行がお好きな方や、外出が多い方は加入していると安心な補償です。
補償が必要なご家族それぞれでご加入が必要です。



盗難・破損・火災などにより、携行品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

ただし、重要事項説明書P21に記載の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

例えば
こんなときに



ハンドバックを
ひったくられた



スキー板を
折ってしまった

弁護士費用 BE



損害賠償を請求する時や法律相談に備えるプランです。被害事故に遭われたときの弁護士への相談費用の負担もカバーできるプランです。



被害事故に遭われたときの弁護士への相談費用等を補償

お支払対象となる例

自転車事故に遭い、けがをしたため、相手方との交渉を弁護士に依頼し、
弁護士費用等を負担した。



団体割引等
最大
約46%
適用*

※適用割引の詳細は
13ページをご確認ください。

天災危険補償特約付!

基本補償			病気とケガの補償			シンプルプラン	ワイドプラン	女性プラン	がんプラン				
			A1	B1	F1	G1	G2	G3					
病気・ケガ	入院	病気やケガで入院したとき	1日につき	3,000円	3,000円	3,000円	5,000円	10,000円	15,000円				
	手術	病気やケガで手術を受けたとき	1回につき	【ケガ】①入院中に受けた手術の場合:傷害入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合:傷害入院保険金日額×5 【病気】①入院中に受けた手術の場合:疾病入院保険金日額×20 ②①以外の手術の場合:疾病入院保険金日額×5									
	通院	病気やケガで通院したとき	1日につき	1,000円									
	先進医療・拡大治療・患者申出療養費用	病気・ケガの治療のため、国内で先進医療・拡大治療・患者申出療養費用を受けたとき		高度医療に関わる実費 1,000万円限度(保険期間通算) 先進医療 拡大治療 患者申出療養									
病気	入院時一時金	病気・ケガで入院したとき		5万円									
	放射線治療	病気で放射線治療を受けたとき	1回につき	1回につき 疾病入院保険金日額の10倍									
	三大疾病診断	三大疾病と診断され、特約所定の支払要件を充足したとき		—	100万円	—	—	—					
	がん診断	がんと診断され、治療を開始したとき		—	—	—	100万円	200万円	300万円				
	抗がん剤	抗がん剤治療を受けたとき		—	—	—	5万円						
	成人病2倍支払特約			—	○(特約付帯) 成人病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち、特約記載の病気)であるとき、その治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金・疾病入院時一時金を2倍にお支払いします。			—	—	—			
	女性特定疾病2倍支払特約			—	—	○(特約付帯) 特約記載の女性特定疾病であるとき、その治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金・疾病入院時一時金を2倍にお支払いします。			—	—	—		
	がんのみ補償特約			—	—	—	○(特約付帯) 特約記載のがん(悪性新生物)の治療を目的とした入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病保険金・疾病入院時一時金をお支払いします。						
	ケガ	後遺障害	ケガで後遺障害が残ったとき		300万円								

月払保険料(2025年2月1日時点での満年齢)	A1	B1	F1	G1		G2		G3		
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	0~4歳	1,090円	1,190円	1,230円	920円	1,030円	1,280円	1,390円	1,620円	1,730円
5~9歳	980円	1,070円	1,100円	890円	1,000円	1,230円	1,340円	1,560円	1,670円	
10~14歳	840円	900円	920円	870円	980円	1,190円	1,300円	1,480円	1,590円	
15~19歳	840円	900円	920円	870円	980円	1,180円	1,290円	1,480円	1,590円	
20~24歳	930円	1,000円	1,070円	880円	990円	1,200円	1,310円	1,500円	1,610円	
25~29歳	1,060円	1,250円	1,380円	960円	1,220円	1,360円	1,620円	1,750円	2,010円	
30~34歳	1,170円	1,530円	1,720円	1,060円	1,510円	1,590円	2,040円	2,080円	2,530円	
35~39歳	1,200円	1,740円	1,920円	1,260円	1,660円	1,900円	2,300円	2,520円	2,920円	
40~44歳	1,220円	2,000円	2,140円	1,470円	2,550円	2,280円	3,360円	3,080円	4,160円	
45~49歳	1,350円	2,540円	2,610円	1,760円	3,720円	2,860円	4,820円	3,940円	5,900円	
50~54歳	1,590円	3,130円	3,150円	2,410円	4,590円	3,790円	5,970円	5,140円	7,320円	
55~59歳	1,950円	4,390円	4,320円	3,450円	5,280円	5,490円	7,320円	7,510円	9,340円	
60~64歳	2,550円	6,990円	6,860円	5,580円	6,590円	9,080円	10,090円	12,570円	13,580円	
65~69歳	3,560円	9,640円	9,390円	7,660円	7,930円	12,420円	12,690円	17,160円	17,430円	
70~74歳	4,900円	12,950円	12,550円	10,310円	9,330円	16,590円	15,610円	22,840円	21,860円	
75歳以上*	75歳以上の方は下記の【ケガのみ補償】からお選びください。									

*【ケガのみ補償】にご加入の場合、病気の補償はありません。

天災危険補償特約付!

基本補償			ケガのみ補償		オプション加入プラン	
			ケガのみプラン AK	ケガのみプラン BK	KS	
病気	入院	ケガで入院したとき	1日につき	3,000円	5,000円	—
	手術	ケガで手術を受けたとき	1回につき	①入院中に受けた傷害手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍の額 ②①以外の傷害手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍の額		
	通院	ケガで通院したとき	1日につき	1,000円		
	入院時一時金	ケガで入院したとき		5万円		
	後遺障害	ケガで後遺障害が残ったとき		300万円		
月払保険料			590円	690円	20円	



オプション

【基本補償】にご加入の方のみ

	本人介護 HK	親介護 OK	日常生活賠償 NB	携行品 KE	弁護士費用 BE
保険金額	 介護一時金 要介護状態(要介護2以上の状態)が30日を超えて継続したとき 100万円 全額を一時金としてお支払い	 親介護一時金 親御さまが要介護状態(要介護2以上の状態)となり、その要介護状態が30日を超えて継続したとき 100万円 全額を一時金として親御さまにお支払い	 日常生活賠償保険金 日常生活に起因する偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負われたとき 国内外補償 (一部国内のみ) 3億円 示談交渉サービス付き(国内のみ)  受託物賠償責任保険金 受託物について正当な権利を有する方に対して、法律上の損害賠償責任を負われたとき 国内外補償 (ただし、日本国内での受託物のみ補償) 30万円 (保険期間通算) 免責金額: [1事故につき5,000円]	 携行品損害保険金 携行品に損害が発生したとき 国内外補償 30万円 (保険期間通算) 免責金額: [1事故につき3,000円] [再調達価額]	 弁護士費用等保険金 被害事故にあい、損害賠償請求や法律相談を行ったとき 国内外補償 300万円 引受保険会社の同意を得て支出した額(1事故・被保険者1名ごとにつき、弁護士費用等保険金額が限度) 法律相談費用保険金 日本国内のみ補償 10万円 引受保険会社の同意を得て支出した額(1事故・被保険者1名ごとにつき、10万円が限度)

		HK	OK	NB	KE	BE
「親介護」OKプランについては、特約被保険者の満年齢 月払保険料(2025年2月1日)時点での満年齢	0~4歳	10円	—			
	5~9歳	10円	—			
	10~14歳	10円	—			
	15~19歳	10円	—			
	20~24歳	10円	10円			
	25~29歳	10円	10円			
	30~34歳	10円	10円			
	35~39歳	10円	10円			
	40~44歳	10円	10円			
	45~49歳	20円	20円	120円	140円	180円
	50~54歳	30円	30円			
	55~59歳	80円	80円			
	60~64歳	180円	180円			
	65~69歳	420円	420円			
70~74歳	950円	950円				
75~79歳	2,120円	2,120円				
80~84歳	5,480円	5,480円				
85~89歳	11,060円	11,060円				
90歳以上	90歳以上の方はご加入いただけません。					

注意点

- この保険は三越伊勢丹グループ共済会が保険契約者となる団体契約です。
- 保険期間:2025年2月1日(土)午後4時~2026年2月1日(日)午後4時までです。
- 加入内容の変更や継続停止のお手続きをされない場合、自動継続加入とさせていただきます。なお、退職後も会員ご本人・ご家族とも継続加入できます。
- 基本補償はいずれかのプランに1つご加入ください(オプション補償のみご加入したい方は基本補償KSプランと合わせてご加入ください)。
また、被保険者1名につき1プランのみご加入いただけます。
- 保険始期日時点で75歳以上の方は【病氣とケガの補償】にはご加入いただけません。【ケガのみプラン】【オプション加入プラン】【オプション】にご加入ください。
- 先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金、オプション(介護一時金、親介護一時金を除く)のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。
- 退職後は、退職者用の「団体総合補償制度」にご加入し、ご継続いただけます。
 <<退職後に継続をご希望の場合>>
 OB・OG共済会に入会の方は、引き続きグループエムアイカード決済(月払)でご加入いただけます。
 OB・OG共済会に入会されない方は、カード退会月翌1日で補償は終了となります。
 <<退職後に解約をご希望の場合>>
 退職月の月末(土曜・日曜・年末を除く)までに解約する旨をエムアイカード保険担当までお知らせください。解約書類をお送りいたします。
 ※転籍・転換・再雇用(勤務形態変更を含む)される場合などは、退職扱いにはなりません。